

美里町文化会館条例の一部を改正する条例（案）

美里町文化会館条例（平成１９年美里町条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項各号を次のように改める。

- （１）月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- （２）１２月２９日から翌年１月３日まで

第５条第３項中「前２項にかかわらず臨時に」を「前２項の規定にかかわらず」に改める。

第６条中「（以下「使用者」という。）」を削り、同条に次の１項を加える。

２ 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。使用の変更についても、また同様とする。

- （１）公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認めるとき。
- （２）施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- （３）文化会館の設置目的に反し、又は管理上不適當と認めるとき。
- （４）災害その他の事故により文化会館が使用できないとき。
- （５）工事その他の都合により町長が特に必要と認めるとき。

第８条を削る。

第７条の見出しを「（使用許可の取消し等）」に改め、同条第１項中「次のいずれかに該当する場合は」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項各号を次のように改める。

- （１）第６条第２項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （２）前条の規定に違反したとき。
- （３）使用許可の申請に偽りの記載があったとき。
- （４）使用許可の条件又は町長の指示に違反したとき。

第７条第２項中「生じて、」の次に「町長は」を加え、同条を第８条とする。

第６条の次に次の１条を加える。

（使用者の遵守事項）

第７条 文化会館を使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- （１）使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
- （２）施設又は設備の原状を変更しないこと。
- （３）使用目的以外に使用しないこと。
- （４）前３号に掲げるもののほか、町長が定めること。

第9条第1項中「使用の許可を受けた者」を「使用者」に改め、同条第2項ただし書を削る。

第10条から第12条までを次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 町長は、文化会館の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、設備器具等使用料は除く。

（1）町が主催又は共催するとき。

（2）町以外の官公署が行政目的で使用する時。

（3）指定管理者又は管理運営団体が当該施設を行政目的で使用する時。

（4）町内の保育所等、幼稚園、小学校又は中学校が保育又は教育の目的で使用する時。

（5）前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

（使用料の返還）

第11条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

（1）使用者が自己の責めによらない事由で使用できなくなったとき。

（2）使用者が使用開始2月前（大ホール以外にあっては10日前）までに使用の中止を申し出たとき。

（3）その他町長が特に事情があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、文化会館の使用を終了したとき、又は第8条第1項の規定により使用許可の取消し等を受けたときは、備品等を整理の上、原状に回復し、引き渡さなければならない。

第13条の見出しを「（損傷の届出等）」に改め、同条第1項中「亡失させた」を「亡失した」に、「館長」を「町長」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 使用者は、故意又は過失により、施設若しくは設備等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、その賠償の額を減額することができる。

第14条を次のように改める。

（管理上の指示）

第14条 町長は、施設等の管理上必要があると認めるときは、その職員に使用を許可した施設に立ち入り、必要な指示をさせることができる。

第16条第1項第1号中「利用」を「使用」に改め、同項第2号「公演事業」を「事業に関する業務」に改め、同条第2項中「第5条から第7条、第9条及び第12条中」を「第5条第3項、第6条、第8条、第13条第1項及び第14条中」に改める。

第 17 条第 1 項中「第 9 条」を「第 9 条第 1 項」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「あらかじめ町長の承認を得た基準に従い」を「規則で定める場合は」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 前項の規定により利用料金の全部又は一部を免除した場合の経費は、指定管理者の負担とする。

第 18 条中「この条例及びこの条例に基づく規則」を「この条例及びこれに基づく規則」に改め、「適正に」を削る。

別表（ 1 ）各室使用料の表及び（ 2 ）設備器具等使用料の表を次のように改める。

（ 1 ）各室使用料

施設名	区分	単位	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 9 時まで
大ホール	平日（土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。）	1 時間	2 , 7 0 0 円	4 , 3 2 0 円
	土曜日 日曜日 休日	1 時間	3 , 7 8 0 円	5 , 4 0 0 円
練習室	第 1 練習室	1 時間	2 7 0 円	2 7 0 円
	第 2 練習室	1 時間	2 7 0 円	2 7 0 円
楽屋	第 1 楽屋	1 時間	2 7 0 円	2 7 0 円
	第 2 楽屋	1 時間	2 7 0 円	2 7 0 円
	第 3 楽屋	1 時間	2 7 0 円	2 7 0 円

（ 2 ）設備器具等使用料

区分	使用料（ 1 時間当たりの額 ）
照明設備器具	1 点につき 8 1 0 円以内で規則で定める額
音響設備器具	1 点につき 5 4 0 円以内で規則で定める額
舞台設備器具	1 点につき 1 , 0 8 0 円以内で規則で定める額
その他設備器具	1 点につき 6 7 0 円以内で規則で定める額
冷暖房料	1 時間につき 8 , 6 4 0 円以内で規則で定める額
清掃料	1 回につき 1 4 , 0 4 0 円以内で規則で定める額

別表備考第 2 項を次のように改める。

2 入場料を徴収し、又はこれに類する入場券等を発行して大ホールを利用する場合の使用料は、大ホール使用料に次表の左欄に掲げる入場料の額に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じた額とする。

入場料の額	率
300円を超え500円以下	1.2
500円を超え1,000円以下	1.5
1,000円を超え3,000円以下	2.0
3,000円を超える額	2.5

別表備考第3項中「準備」を「事業開催日以外で準備」に、「50パーセントの額」を「合計額の50パーセントに相当する額」に改め、同項ただし書を削る。

別表備考第4項中「毎週」を削り、「の額」を「に相当する額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年美里町条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表文化会館運営審議会の部を削る。

(経過措置)

- 3 改正後の美里町文化会館条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。